

令和4年度 事業報告

令和4年度は、数次の新型コロナウイルス感染症の拡大期がありましたが、感染拡大状況に応じて、いわゆる3密を回避し、机やドアノブ等設備の消毒を徹底するとともに、講習受講者や説明会等への参加者にもマスクの完全着用、咳エチケットの遵守、黙飲・黙食・黙煙、手洗いや手指消毒の励行等への協力を呼びかける等で感染防止対策を徹底し、通年にわたってコロナ感染防止を最優先にしながらも、基本的にはウィズコロナとして各種事業を推進しました。

特に、技能講習や特別教育等は法令で義務付けられた業務上必要な資格取得の機会であることから、法定講習は、定員を抑制しながらも各種講習を計画通りに実施することを主眼に運営しました。

受講者数は、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習やフルハーネス型墜落制止用器具を用いる業務特別教育では法令改正の施行を経たことから特需の収束によって受講者数は大きく減少しました。一方、石綿作業主任者技能講習では、建築物石綿含有建材調査者講習の受講資格を得るための需要により受講申込が大幅に増加したことから、ニーズに的確に答えるよう、申込状況に応じて多くの追加講習を実施しました。その結果、講習回数と受講者数は、法令改正特需で大幅に増加した令和3年度の274回、12,057人から、253回、11,061人へと大幅に減少しました。

また、構造的な少子高齢化の進展に伴う長期的な受講者減少傾向において、各種事業の運営を安定的に継続するための収支改善対策として、前年度に引き続き、本部・支部間の業務分担の見直しや事務処理の効率化を図りながら、職員を適正に配置するとともに、利用者の利便性の向上とコロナ感染防止の観点から、事務処理要領を順次改めました。しかし、支出抑制のみでは収支改善には不十分であることから、やむを得ず一部の講習について、令和4年度から受講料を値上げしましたが、併せて会員事業場の受講者にはテキスト代を割引く制度も導入しました。

愛媛県内の経済情勢、雇用失業情勢は、コロナ禍による産業活動や個人消費が停滞する状況からやや改善の傾向も見られますが、ウクライナ情勢の影響も加わって燃料や資器材の値上げもあり、なお厳しい状況が続き、先行きは不透明です。また、令和4年は5か年間の愛媛第13次労働災害防止推進計画の最終年でしたが、愛媛県下の休業4日以上労働災害は年間を通じて前年同期を上回り、コロナ感染症を除いても増加しています。また、高年齢労働者の割合が半数を占め、転倒災害や腰痛災害等の行動災害が災害原因の多くを占めています。

一方、少子高齢化の進展による構造的な人手不足に対して、生産性向上への一層の取り組みが必要になる中、働き方改革として長時間労働や過重労働をなくし、年齢や性別、個別の事情等に関わらず、安心して働くことができるよう多様で柔軟な働き方への転換が求められています。

このような情勢の中、労働災害防止、健康保持増進、働き方改革などの労働行政施策を周知・啓発する機会として「愛媛産業安全衛生大会」や「全国安全週間・労働衛生週間実施要綱説明会」などの各種行事もコロナ感染防止対策を講じながら基本的には参集型で実施しました。

以下に、その内容等も含めて定款に掲げる公益目的事業での活動状況等を報告します。

【定款に掲げる公益目的事業】

- 1 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法その他関係法令及び労働基準行政施策等に係る機関紙広報、キャンペーン・説明会等の実施による普及啓発の事業（周知啓発事業）
- 2 職場における産業安全、労働衛生、労務管理に係る法令遵守・水準向上のための研修会・セミナーの開催及び相談助言等による活動の促進・育成の事業（法令水準保持向上促進事業）
- 3 労働安全衛生法及び関係法令、指針、通達等に定める職場における資格就労・就業制限制度に係る技能講習及び安全衛生教育並びに教育訓練による資格付与・人材育成の事業（労働安全衛生教育講習事業）
- 4 関係官庁及び関係団体との連携に基づいて行う職場における産業安全・労働衛生の意識高揚のための産業安全衛生大会の参画・開催及び表彰・顕彰の事業
- 5 この法人の目的に沿った内容の国及び関係団体からの受託事業（受託事業）
- 6 この法人の目的に沿った内容の施設・設備・機器の貸与の事業（施設等貸与事業）

I 定款に定める事業の具体的実施事項

（公益目的事業）

1 労働基準行政施策等の周知啓発事業

（1）関係法令等の周知啓発

機関紙「愛媛労働基準」及びホームページにより、関係法令及び愛媛労働局の各種行政施策、災防団体からの情報や当協会の講習実施計画等について情報提供しました。

機関紙は、毎月 2,800 部発行し、約 2,200 部を会員事業場や定期購読者に送付するほか、行政機関や関係団体へ配付し、協会の窓口へも備え付けました。

（2）労働災害防止キャンペーン

厚生労働省や中央労働災害防止協会（中災防）が主唱する全国安全週間、全国労働衛生週間等の労働災害防止キャンペーンを推進しました。

各キャンペーンでは、その趣旨や目的、スローガン、取組期間や実施事項等について、機関紙やホームページに掲載して周知するとともに、各取組期間を中心に、中災防が販売するポスター、各種標識や安全衛生関連グッズを斡旋し、事業場における「見える化」の推進を支援しました。

① 全国安全週間（第 95 回）キャンペーン

趣旨目的 : 安全意識の高揚、安全維持活動の定着

取組期間 : 7 月 1 日～7 日（準備期間：6 月）

スローガン : 「安全は 急がず焦らず怠らず」

② 全国労働衛生週間（第 73 回）キャンペーン

趣旨目的 : 労働衛生意識の高揚、自主的活動推進による労働者の健康確保

取組期間 : 10 月 1 日～7 日（準備期間：9 月）

スローガン： 「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」

③ 年末年始無災害運動（第 51 回）のキャンペーン

趣旨概要： ゼロ災意識の高揚

取組期間： 12 月 1 日～1 月 15 日

スローガン： 「待ってます 元気なあなた 明るく迎える年末年始」

④安全衛生教育促進運動のキャンペーン

趣旨概要： 安全衛生教育の実施促進

取組期間： 12 月 1 日～4 月 30 日

運動標語： 「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

(3) 集団説明会の開催

例年 6 月に各支部の主催で開催し、労働基準行政の集団指導の場でもある全国安全週間実施要綱説明会、同じく 9 月に開催する全国労働衛生週間実施要綱説明会は、令和 2、3 年度は、コロナ感染防止のため参集での開催は中止し、資料配付やウェブ開催としましたが、令和 4 年度は愛媛労働局及び県内各労働基準監督署の協力を得て、一部を除いて従来通りの参集型で参加者数を制限して開催しました。

なお、【表 1】により全国安全週間について、【表 2】により全国労働衛生週間について、近年の実施要綱説明会の開催状況と参加者数について示します。

①全国安全週間実施要綱説明会

【表 1】直近 5 年間の開催状況と参加者数の推移

年 度	H30	R 元	R2	R 3	R 4
協会全体	1,205	1,092	中止 (資料配布)	中止 (Web 開催)	392 (人数制限)

②全国衛生週間実施要綱説明会

【表 2】直近 5 年間の開催状況と参加者数の推移

年 度	H30	R 元	R2	R 3	R 4
協会全体	1,107	980	中止 (資料配布)	中止 (Web 開催)	375 (人数制限)

2 法令水準保持向上促進事業

(1) 専門部会活動等の推進

協会本部・支部の専門部会等による企画により、化学工業災害防止、食料品製造業災害の防止、リスクアセスメントの定着、優良事業場見学、各種セミナー・研修会等を計画しておりましたが、コロナ禍により一部を除いてウェブ開催に替えたり、中止となりました。

(2) 法令遵守・水準向上の促進

定期健康診断の取次ぎを通年にわたり実施し、計 354 事業場に医療機関による定期健康診断を斡旋して、法令遵守に取り組みました。

(3) 相談助言の実施

相談助言活動では、例年、電話や窓口での相談に加えて、愛媛産業安全衛生大会の会場内に相談コーナーを設置して、安全衛生に関する相談に対応していました。令和3年度は同大会が中止になったことから、相談コーナーは設置せず、通年にわたって本部・支部の事務所において合計 222 件の相談に対応しました。そのうち 184 件は、中災防から受託した「中小規模事業場安全衛生相談事業」の対象となる安衛関係の相談事案でした。

【表3】最近の相談取扱件数の推移

年 度	H30	R 元	R2	R 3	R 4
件 数	278	283	228	246	222

3 労働安全衛生教育講習事業

講習事業では、前文でも述べたとおり、コロナ感染拡大に伴い、徹底したコロナ感染防止対策を講じ、受講定員を抑制しながらも、受講ニーズの高まりには追加講習等で機動的に対応して講習を実施しました。受講の手控え（自粛）、受講定員抑制などコロナ禍の影響を受けながらも、フルハーネス型墜落制止用器具特別教育では改正法令の施行に伴い、経過措置期間中の特需が収束し、令和3年度の2,456人から1,420人へと1,037人減少しました。

また、令和3年度末までの改正特化則の猶予期間中に特需が生じていた特定化学物質等作業主任者技能講習は、令和3年度の2,427人から1,520人へと907人減少しました。

一方で、石綿作業主任者技能講習は、石綿含有建材調査者講習の受講資格となったことによる特需が生じて追加開催を重ね、令和3年度の350人から1,154人へと804人増加しました。

その結果、講習全体でみると、実施回数は令和3年度の275回に比べて253回へと22回減少し、受講者数は令和3年度の12,057人に比べて11,061人へと996人（8.3%）の減少となりました。

(1) 登録講習等

「法定登録教習機関」として国の付託を受け、行政機関の指導のもと、作業主任者技能講習等について受講ニーズに応じて着実に実施しました。

その結果、【表4】に示す技能講習9科目（鉛作業主任者技能講習は3年毎の開催で、令和3年度は未開催）で計99回実施し、受講者5,428人に対し、修了者5,236人（合格率97.2%）の有資格者を輩出しました。

【表4】技能講習実施状況

区 分	種 類	令和3年度			令和4年度		
		回 数	受講者数	合格率 (前年比)	回 数	受講者数	合格率 (前年比)

作業主任者	酸欠等	18	933	98.6%	17	910	99.0%
	特化物等	36	2,427	94.1%	23	1,520	96.5%
	石綿	5	350	97.4%	16	1,154	98.3%
	有機溶剤	8	512	92.8%	9	649	94.4%
	乾燥設備	1	66	98.5%	2	141	100.0%
	プレス	1	21	100.0%	1	30	100.0%
	鉛	0	0	—	1	36	97.2%
就業制限	ガス溶接	14	530	96.8%	15	501	93.6%
	高所作業車	5	173	99.4%	5	145	100.0%
	玉掛け	9	399	99.5%	10	342	99.1%
技能講習計		97	5,411	2,204	99	5,428	17

また、「法定養成講習機関」としても国の付託を受け、行政機関の指導のもと、安全衛生推進者養成講習、衛生推進者養成講習について受講ニーズに応じて着実に実施しました。

その結果、【表5】に示す養成講習2科目において、計10回実施し、受講者242人の有資格者を輩出しました。

【表5】養成講習実施状況

区分	種類	令和3年度			令和4年度		
		回数	受講者数	前年比	回数	受講者数	前年比
養成講習	安衛推進者	8	171	▲6	8	185	14
	衛生推進者	2	60	▲39	2	57	▲3
養成講習計		10	231	▲45	10	242	11

(2) 事業者代位講習

労働安全衛生教育団体として、本来は事業者に法定実施義務のある特別教育、職長教育等を、自らでは実施が困難な中小規模の事業者や事業場外資源の活用を図る大規模事業者等の付託を受け、事業者に代わって行う「事業者代位講習」を、受講ニーズに応じて適正に実施しました。

その結果、【表6】に示す本部担当講習4科目、【表7】に示す支部担当講習22科目、合計26科目において、それぞれ22回、117回、合計139回実施し、933人、4,222人、合計5,155人の受講者に対して、就労上の資格を付与しました。

【表6】事業者代位講習実施状況（本部担当）

区分	種類	令和3年度			令和4年度		
		回数	受講者数	前年比	回数	受講者数	前年比
代位講習	職長・安責	14	614	10	15	649	35
	職長能力	3	52	25	2	41	▲11

(本部担当)	安管選任時	4	209	35	4	228	19
	衛管能力	1	12	0	1	15	3
	情報機器	0	0	▲ 7	0	0	0
代位講習 (本部担当) 計		22	887	63	22	933	46

【表 7】 事業者代位講習実施状況 (支部担当)

区 分	種 類	令和 3 年度			令和 4 年度		
		回 数	受講者数	前年比	回 数	受講者数	前年比
代位講習 (支部担当)	研削砥石	9	281	▲ 11	9	259	▲ 22
	アーク溶接	15	515	▲ 25	15	478	▲ 37
	低圧電気	8	246	34	6	260	14
	電気自動車	1	48	▲ 6	2	67	19
	高所作業車	1	46	10	1	45	▲ 1
	クレーン	18	675	100	17	675	±0
	足場組立	9	267	10	11	217	▲ 50
	酸欠作業	3	50	▲ 21	2	41	▲ 9
	粉じん作業	7	129	62	5	67	▲ 62
	石綿取扱作業	0	0	0	1	43	43
	巻上げ機	2	56	5	3	76	20
	ロープ高所	1	8	▲ 12	0	0	▲ 8
	揚貨装置	1	36	23	1	26	▲ 10
(特別教育)	産業ロボット	1	19	▲ 6	1	35	16
(準特別教育)	フルハーネス	51	2,456	1,507	27	1,420	▲1,037
(安衛教育)	KYT	5	143	86	6	174	31
	挟まれ体験	2	74	20	2	54	▲ 20
	体感研修	0	0	0	1	31	31
	熱中症	2	19	▲ 10	2	14	▲ 5
	有機溶剤	1	54	8	1	46	▲ 8
	玉掛け作業	1	122	49	1	108	▲ 14
	刈払い機	1	46	8	1	38	▲ 8
	振動工具	1	15	15	0	0	▲15
	携帯丸のこ	0	0	▲ 4	0	0	0
	プレス・シャー	1	9	▲ 42	2	48	39
代位講習 (支部担当) 計		141	5,314	1,824	117	4,222	▲1,092

(3) 自主的な講習

「自主的な講習」では、愛媛地区出張特別試験に向けて第一種衛生管理者、第二種衛生管理者の受験（資格取得）を支援するための受験準備講習（令和2年度はコロナ禍で出張特別試験が中止になったことから受験準備講習も中止）など【表8】に示す講習2科目を計5回、受講者244人に対して実施しました。

【表8】自主的講習実施状況

区 分	種 類	令和3年度			令和4年度		
		回 数	受講者数	前年比	回 数	受講者数	前年比
自主講習	衛管1受験準備	3	190	190	4	217	27
	衛管2受験準備	1	24	12	1	27	3
	管理監督者	0	0	▲12	0	0	0
自主講習計		4	214	190	5	244	30

(4) 講習全体

【表9】講習全体の実施状況

区 分 (種類)	令和3年度			令和4年度		
	回 数	受講者数	前年比	回 数	受講者数	前年比
技能講習計	97	5,411	2,204	99	5,428	17
養成講習計	10	231	▲45	10	234	3
代位講習(本部担当)計	22	887	63	22	933	46
代位講習(支部担当)計	141	5,314	1,824	117	4,222	▲1,092
自主講習計	4	214	190	5	244	30
講習等総計	274	12,057	4,236	253	11,061	▲996

4 産業安全衛生大会の参画・開催、表彰・顕彰の事業

(1) 愛媛産業安全衛生大会の開催

愛媛産業安全衛生大会は、愛媛県内の労働災害防止関係団体で構成する愛媛労働災害防止団体協議会での協議により10月5日に松山市総合コミュニティセンターで開催することを決定して、準備を進めていました。夏場のコロナ感染拡大を受けて、一時は開催が危ぶまれましたが、最終的に参加者数を抑制して実施しました。

(2) 愛媛労働災害防止団体協議会長表彰

例年、関係団体からの推薦に基づき、安全衛生分野に関して顕著な功績があった団体や個人に対して優良賞や功績賞を授与し、上記大会において表彰しました。

5 関係団体からの受託事業等

(1) 中災防関係

中災防の「地域安全衛生活動広報事業」を受託して広報啓発に協力し、引き続き「中小規模事業場安全衛生相談事業」を受託して、本部・支部において安全衛生に関する相談に対応しました。（上記2「法令水準保持向上促進事業」の項に関連記載あり）

（2）全基連関係

（公社）全国労働基準関係団体連合会（全基連）が主催する「外国人技能実習制度関係者養成講習」では事務局として開催に協力し、関係法令部門を担当する講師を派遣して支援する等で、3コースで養成講習を実施しました。

厚生労働省から（公社）東京労働基準協会連合会が受託し、全基連が再受託した外国人在留支援センター（略称：フレスク）の安全衛生班が実施する各種事業の周知について、機関紙やホームページにおいて周知し、利用を勧奨しました。

（収益事業等）

（1）図書用品等販売

中災防が取り扱う労働災害防止のためのポスターや各種標識、知識図書類や実務用品類について、各種キャンペーン期間を中心に各支部で斡旋販売に取り組みました。

（2）関係団体等への貸与

① 中災防、全基連、労働調査会が主催して実施する出張講習に対して、研修室やA V機器を提供（貸与）し、受託事業の事務処理においては本部事務所の使用にも協力しました。

講習やセミナー等で関係団体に講習会場を貸与した実績は、中災防が3日間、全基連が3日間、労働調査会が3日間で、合計9日間でした。

② 外部団体等への貸与は、コロナ禍の影響で需要は低調でしたが、自動車関係の大学校の卒業式会場として1日貸与しました。

③ 令和4年度の松山地区の講習室の利用状況は、協会での講習利用が152日間（本部107日間、松山支部45日間）、有償での貸与は10日間、講習以外の部内会議、事務等での利用は5日間で、利用日の合計は167日間であり、平日240日を100%とした稼働率は69.6%（令和3年度は68.5%）でした。

（3）全基連が行う災害共済等事業に、令和3年度に引き続いて参加しました。

II 会員数の動向

令和4年度初の会員数は2,066件でしたが、年度末には2,045件となり、1年間で21件減少しました。【表10】

【表10】支部別にみた会員数 令和5年3月31日

区 分	会員数	対前年度比
令和4年4月1日現在	2,066	-9
令和5年3月31日現在	2,045	-21
松山支部	433	-1
新居浜支部	593	-10
今治支部	253	-1
四国中央支部	339	-6
八幡浜支部	268	-6
宇和島支部	160	+3

Ⅲ 新型コロナウイルス感染防止対策

令和2年初に発生した新型コロナウイルス感染症は、愛媛県でもまん延防止等重点措置が実施され、解除後も数波にわたり感染拡大期がありました。講習では多人数が同一室内に集まるため、受講者・講師・職員それぞれに感染防止対策を徹底する必要があり、対策マニュアルや受講者用チラシを作成し、周辺地域の感染状況等に応じて数次にわたって変更を加えました。受講者用チラシは受講申込時に窓口で配付するとともに、講習会場にも掲示して、感染防止対策への協力を呼びかけました。

感染防止対策は、感染拡大地域への立入の自粛、ビニールシートやアクリル板による対面隔離、机やドアノブ等の消毒、検温計や消毒液の備え付け、受講定員の50%制限や75%制限（アクリル製の遮蔽板を設置）、定期的な換気による3密の回避、密接・対面となる実技講習や班別討議等でのフェイスシールドの提供（マスクと併用）等を実施しました。

受講者へは、発熱等の体調不良時は受講を控えること、受講中でも体調不良時は受講を直ちに中断すること、マスクの常時着用と咳エチケットの励行、黙食・黙飲・黙煙、小まめな手洗いや消毒液による手指の消毒等について協力を依頼し、チェックシートで確認を徹底しました。

以上の対策を通年で実施したことから、幸い関係者の感染や講習等におけるクラスター等は発生しませんでした。

コロナ感染症、特にクラスターは、一度発生すれば当分の間は講習を全面的に中止せざるを得なくなり、受講予定者に多大なご迷惑をおかけするばかりか、収支にも悪影響を及ぼすことから、引き続き感染状況に対応した感染防止対策を着実に実施しました。